

牧之原市創業支援事業補助金について

牧之原市では、継続的な地域経済の活性化を図るため、市内で新たに創業する方に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助する制度を実施しています。

牧之原市創業支援事業補助金

＜補 助 対 象 者＞

牧之原市内で創業する方又は創業して2年を経過していない方
※その他の条件の詳細につきましては裏面にてご確認ください。

＜補 助 額＞

創業等に要した経費の3分の2以内で限度額50万円
(空き店舗を活用した場合は限度額70万円)

申請の流れ

申請をご検討の方は事前に商工企業課にご相談ください。

(1)必要書類を添えて申請書を市（窓口：商工企業課）へ提出(8月15日締切) →
(2)内容を審査し、適当と認めた場合に市から補助金交付決定通知書を申請者へ送付
(9月上旬ごろ予定) → (3)事業を実施し、必要書類を添えて 実績報告書を市へ提出
(2月末日締切) → (4) 内容を審査し、適当と認めた場合に市から補助金交付確定通
知書を事業者へ送付 → (5)請求書を市へ提出 → (6)市から補助金の支払い
※交付決定より前に事業を実施したい場合については事前に商工企業課へご連絡く
ださい。

※※締切日までに必要な申請を行ってください。やむを得ず、期日に間に合わない場
合は事前に商工企業課へご連絡ください。

その他

- ・申請を検討される場合は、事前に商工企業課までご相談ください。
- ・提出いただいた申請については、事務局にて内容を審査の上採択を決定します。申
請された方すべてが補助対象となるわけではありません。
- ・牧之原市商工会が実施する「創業塾」は毎年6～7月頃に開講（全5回）を予定し
ています。受講を希望される方は牧之原市商工会（Tel：0548-52-0640）にお
問い合わせください。（この「創業塾」の全講座を受講することが補助対象の条件
になります）

問合せ先：牧之原市商工企業課（Tel：0548-53-2647）

「牧之原市創業支援事業補助金」の概要

区 分	内 容
補 助 対 象 者	◆申請年度内に創業が確実であり、具体的な創業計画を有している方 又は申請時に創業から2年を経過していない方 ◆ただし、次に掲げる要件の全てを満たす必要があります。 1 市内に事業所を設置して事業を行うことが確実であること又はすでに事業を行っていること。 2 牧之原市商工会が実施する「創業塾」の受講を修了していること又は申請年度内に修了する見込みであること。(例年7月～8月ごろに開講します。詳細は牧之原市商工会へお問い合わせください) 3 牧之原市商工会の指導のもと、作成した計画を有していること。 4 市税等を滞納していないこと。 5 次のいずれかに該当すること。 (1) 個人事業者にあつては、実績報告までに市内に居住していること。 (2) 会社にあつては、実績報告までに市内を本店所在地として法人登記が行われていること。 6 許可を要する業種を創業する方については、既に当該許可を受けていること又は当該許可を受けることが確実であること。 7 牧之原市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。 8 創業後3年間は営業状況を定期的に報告できること。 ※農林漁業やフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業など、補助の対象とならない事業もあります。 ※※牧之原市ビジネスサポートデスク「まきサポ」についても申請年度中に受講してください。
補 助 対 象 経 費	◆店舗・事務所等の賃借料 (申請年度に創業する方に限ります) ◆設備費 1 店舗・事務所の開設に伴う工事費用 2 機械装置、工具、器具・備品の調達費用 ◆広報費 1 販路開拓に関する広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用など 2 販路開拓に関する説明会や商談会の開催費用など
補 助 額	創業等に要した経費の3分の2以内で限度額50万円(空き店舗を活用した場合は限度額70万円。ただし賃貸の場合のみ)
事 業 採 択	新規性、実現性、成長性、雇用創出等を総合的に考慮し決定します。
申 請 期 間	締切：8月15日(金) ・翌年2月末日までには事業を完了し報告書を提出してください。 ・やむを得ない理由により期限に間に合わない場合は、事前に商工企業課へご相談ください。
そ の 他	国、県及び市の補助金、助成金等の交付の対象となる経費は除く。